

日看協発第 426 号
令和 4 年 1 月 12 日

各都道府県看護協会長 様

公益社団法人日本看護協会
会 長 福 井 ト シ 子

看護職員等処遇改善事業の周知協力依頼について（情報提供）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を受け、令和 3 年度補正予算において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、本年 2 月から収入を 1 % 程度（月額 4,000 円）引き上げるための措置が講じられることになりました。

昨年、厚生労働省において地方自治体向けに説明会が開催されていましたが、1 月 11 日、厚生労働省から「看護職員等処遇改善事業実施要綱」等が通知され、本会にも周知協力依頼がありましたので、情報提供いたします。

本事業の具体的な補助対象は、「救急医療管理加算を算定する救急搬送 200 台/年以上の医療機関及び三次救急を行う医療機関」です。この医療機関に所属する全ての看護職員が部門を問わず対象になります。該当する医療機関から確実に申請が行われるよう、看護管理者等への周知をお願いいたします。

また、本事業においては、補助金収入を看護補助者や他のコメディカルの処遇改善に充てることができるという「柔軟な運用」が認められていますが、今回の補助金の趣旨はあくまで看護職員の収入増を図ることであり、補助金額も看護職員数（常勤換算）に応じたものであることについて併せて周知をお願いいたします。

本会では、すべての看護職員を対象に十分な収入増を実現する恒久的な措置の導入に向けて引き続き取り組んでまいります。ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】

公益社団法人日本看護協会
労働政策部 看護労働課
（担当：小村、奥村）
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
TEL：03-5778-8553/FAX：03-5778-5602
E-mail：kangorodo@nurse.or.jp